

員会会長・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会会長・日本パラリンピック委員会会長 宛

・学校における部活動指導員の確保及び資質の向上についての協力依頼

・関係する都道府県協会や団体に対しての周知依頼

○独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 宛

・学校管理下において部活動指導員が部活動の指導を行った際に生徒に負傷等の事故が発生した場合における災害共済給付制度の適切な運用についての協力依頼

4 まとめ

今般制度化された部活動指導員については、学校における部活動の指導体制の充実が図られるよう、学校の設置者において、任用に当たったの規則等を適切に整備することが必要である。

また、部活動指導員の活用には、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、部活動指導員と担当教諭との密接な連携を図るとともに、部活動が、各学校の教育目標の

実現に向けた「主体的・対話的で深い学び」の場となるよう、各学校の設置者及び学校において、部活動指導員に対する研修等の機会を確保するなど、部活動指導員の指導力向上を図ることができよう、関係規定の改正

を定めることができる機会を適切に確保することが大切である。

なお、各関係団体においては、部活動指導員の制度が円滑に進めることができるよう、関係規定の改正

や部活動指導員の資質向上等、部活動の充実に向けた、より一層のご協力をお願いしたい。

部活動指導員の制度化について

背景

- 運動部活動については、顧問のうち、保健体育以外の教員で担当している部活動の競技経験がない者が中学校で約46%、高等学校で約41%となっている。*1
- 日本の中学校教員の勤務時間は参加国・地域中、最長となっている。*2

*1 公財)日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年)」 *2 OECD「国際教員指導環境調査(TALIS2013)」

外部指導者の活用

外部指導者は、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。

活動中の事故等に対する責任の所在が不明確であることなどから、外部指導者だけでは、大会等に生徒を引率できない

部活動指導員の制度化(H29.4.1施行)

中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を学校教育法施行規則に新たに規定。

<職務>
実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率*3、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応 等

*3 大会の主催者である中体連や高体連、高野連等において、関係規定の改正等を行う必要がある。

規則等の策定 **体制の整備** **研修の実施**

学校設置者は、身分、任用、職務、災害補償、服務等に関する事項等必要な事項を定めた部活動指導員に関する規則等を策定。

学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。

部活動指導員の任用

部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

ケース1 (部活動指導員が顧問)

(年間・月間指導計画の作成支援等)

部活動指導員(顧問)と担当教諭(顧問)が協力して生徒を指導・引率する。

ケース2 (部活動指導員及び教諭が顧問)

(役割分担)

部活動指導員(顧問)と担当教諭(顧問)が役割分担して生徒を指導・引率する。

外部指導者の活用(従来通り)

外部指導者は、顧問の教諭と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。

武道授業 実践の概要紹介

埼玉県吉川市における 積極的な武道授業の実践紹介

本市は、埼玉県の東部に位置し、西に中川、東に江戸川が流れる自然豊かな街で、平成28年度市制施行20周年を迎えた。市の南部地域に平成24年、市内2つ目のJR武蔵野線吉川美南駅が開業し、人口が増加している。吉川美南駅を中心とした新しい地域には平成25年に新設の小学校が開校し、平成32年には新設中学校の開校を予定している。

本年度、吉川市教育大綱を子ども達にも分かりやすいように一文で策定した。「家族を 郷土を 愛し 志を立て 凜として生きてゆく」。これまで、吉川市が積み重ねてきた教育財産を生かしつつ、変化の激しい社会に生きていく子ども達に向けて「未来を切り拓いて欲しい」という願いから「志を立てる」教育を進めている。

吉川市教育委員会



「なまずの里・吉川」のシンボルとして、人間国宝の室瀬和美氏が製作した金なまずのモニュメント。吉川駅前に設置されている



柔道授業で前回り受け身を行う様子

1 吉川市教育大綱について

本市は今年度、吉川市教育大綱「家族を 郷土を 愛し 志を立 て 凜として生きてゆく」を策定した。

合計6回の総合教育会議において、教育者や経営者をゲストスピーカーとして招き、市長と教育委員とが時間をかけて審議してきた。その言葉には次のような思いが込められている。

○日本、世界で活躍している人は「家族」をはじめ、仲間、そして自分がお世話になったすべての方々への感謝のメッセージを発信している。そうした、敬意、感謝、謙虚さが原点にある。

○「郷土」という言葉は、吉川市に限定するのではなく、自分が生活し、活躍する場所を大切にするとという意味で選んだ。その

場所は「歴史という時間の流れ」や「自然環境」も含んでいる。

○「志」は押し付けるものではない。一人一人が持つものであり、周りへの感謝と自分を大切にしている。日々の中で立ち上がってくるもの。

○「志」は、「夢」とは異なり、「誰かの為に」、「社会の為に」、「未来の為に」と自分の能力を最大限に発揮しようとするものである。

○そうした「志」を持つことは、自らを律し、背筋をただし、弱い者を助け、強い者にも臆せず立ち向かう態度、つまり「凜として」日々「生きてゆく」姿につながる。

2 吉川市教育大綱の具現化に向けて

教育大綱の具現化に向けて、重点施策として「学力の向上」「体力の向上」「非認知能力の向上」の三本の柱で教育活動を推進している。市内小中学校では体力向上推進委員会を中心として、主に2本目の柱である「体力の向上」に取り組んでいる。

市内中学校3校では、平成20年3月に告示された学習指導要領で中学校の武道が必修化されたのを受け、年間指導計画が系統的な計画であるかを視点に見直した。武道の授業について、男女問わず、その種目の特性に触れ、体力の向上が図れるような計画を作成し、毎年見直しを行っている。また、武道必修化後、吉川市体力向上推進委員会での授業研究会、吉川市が委嘱する体力向上推進校における授業研究会などにおいて、武道授業に関する発表が行われた。

3 市内中学校での武道授業の実践について

(1) 吉川市立東中学校

①学校について
東中学校は14学級481名と特別支援学級1学級で市内の3分の2の

択できるように計画されている。

(3) 吉川市立中央中学校

①学校について
中央中学校は18学級696名と特別支援2学級の学校である。
部活動では、剣道部が平成23年度に男子団体に関東大会に出場した。また、卒業生が高等学校のインターハイや関東大会等で活躍している。

②武道の授業について
1年次において剣道、相撲の2種目を5時間程度ずつ経験し、2年次においては1年次の経験から2種目からの選択をし、8時間程度計画されている。また、3年次においては、領域選択ではあるが、12時間程度の中で武道は2種目(剣道、相撲)から選択できるように計画している。

4 授業実践について

②武道の授業について
1、2年次において男女とも柔道、剣道、相撲の3種目を必修として学習している。1種目あたりの時数に制限が出てしまうが、2年間を通して各種目8時間程度の計画である。3年次では領域選択ではあるが、12時間程度の中で武道は2種目(柔道、剣道)から選

武道の授業で高めることのできる体力は、学習指導要領の解説によると、柔道は主に瞬発力、筋持久力、巧緻性、剣道は主に瞬発力、敏捷性、巧緻性、相撲は主に瞬発力、巧緻性、柔軟性と示されている。つまり、瞬発力と巧緻性については、3種目共通の体力項目であることが分かる。

体力向上において、運動時間の確保は必須である。武道の授業では、剣道に代表されるように用具の着脱に時間がかかってしまう一般的なには考えられており、活動時間を十分に確保するのが難しい。また、用具の数を十分にそろえることができない状況がある。そこで、例として中央中学校で



体ほぐし運動の趣旨を生かした学習の様子



剣道授業で指導者が見本を示す様子

の剣道授業で取り組まれた実践例を紹介する。

入れた。

1を中心としてお互いの動きを見あつたり、学び合ったりすることができる。

また、一歩進んだ段階で、教員が決めた動きを複数のペアがシクロする「シクロ剣道」を行い、グループ演武として発表する学習を実施。間や仕掛けるタイミングは各グループで考え、議論して技ができる楽しさを体得できる学習を展開した。

(4)防具を付け、競技性を味わう

防具付けでは簡易的な結び方で行ったり、ペアで付け合ったりした。途中で紐が緩んで防具が取れ、ケガをしないことに重点を置いた。それによって、防具を付けての活動時間を確保することができ。

防具を付ける前の段階的な指導をいかし、最終的にごく簡単な試合ができるようになり、攻防の楽しさや競技性を味わわせることのできる授業展開ができた。



相撲授業でペアでまわしを付け合っている様子



相撲授業で基本的な動きを身に付ける運動を行っている様子

5

課題と今後の方向性について (方向性○、課題●)

(1)用具について
相撲

○まわしが各校100本前後用意されており、体育着の上からまわしを締め授業を行っており、十分な数がそろっている。保管や使用の仕方を明確にして、長く使用できるようにしていく。

柔道

●畳のある学校が1校のみである。武道場がないため、畳を敷いたり、保管したりする場所がない。

剣道

○竹刀は人数分がそろっている。しかし、ささくれたり、割れたりするため手入れを行い、使用しない期間の保管を適切に行う。

○防具や竹刀の購入については、計画的に行っていく。

●防具は、多く持っている学校でも30セットであり、1クラスの人数分に満たない。

(2)保健体育科の有段者の減少

○埼玉県教育委員会、埼玉県中学校体育連盟が主催する研修会、または競技団体が実施している研修会等への積極的な参加を促す。教員の指導力向上を目指す。

6

おわりに

武道必修化から5年が経過しようとしているが、本市の中学校では積極的な武道の授業が展開されている。

今後、授業改善のためには、教

●武道必修化された平成24年度の有段者は、保健体育科13人中、柔道8人、剣道6人であった。平成29年度の有段者は、保健体育科13人中柔道5人、剣道4人と減少している。

(3)ICT機器を活用した授業実践
(主体的・対話的な学びに向けて)

○技を知ったり、形のポイントを知ったり、自分やペアの動きを動画で確認することで、ペアやグループで学び合い、話し合う活動ができる。

が大切であると考えている。本市で柔道・剣道の段位を有していない教員の多くは若手教員であることから、積極的な授業実践を推奨し教員の指導力を高めていく。

他の種目に比べて、武道は独特の作法や所作があり、ルールや審判法が難しいので、はじめて武道に触れる人には壁を感じやすい。しかし、系統的に指導していくことで親しみやすく、武道の特性に触れることができると考える。

また、年間指導計画の見直し、種目のポイントを押さえた指導方法やICTの活用をし、活動時間を確保し体力の向上に努めていく。

吉川市教育委員会としても、研修の機会の確保や用具・場の整備、最新の情報の提供等、学校現場と情報を共有しながら、武道授業の充実に努めていきたい。

員の指導力向上が不可欠である。教員の指導力向上のためには、研修に参加することは第一歩であるが、研修で学んだことを授業等で実践し、指導をいただくこと